

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	許 之威
論文題目	成人移民への言語教育—1945年以降の日本と台湾の場合—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本と台湾における成人移民への言語教育の政策形成の過程を明らかにし、移民を対象とする言語統合の展開を検討したものである。</p> <p>本論文では、成人移民への言語教育を「成人移民に受け入れ国の国語を教えるために、受け入れ国の実施する意図的・組織的な教育活動」と定義する。成人移民への言語教育は、従来の学校教育制度に属さない新たな国語教育、つまり国民国家の象徴とみなされる国語を教える教育的な取り組みであると同時に、自国内における成人移民の位置づけを再確認するための政策でもあった。</p> <p>1950年代以降、日本では在日韓国・朝鮮人、中国帰国者、インドシナ難民が到来し、また台湾ではブルーカラー外国人労働者、台湾人の外国人配偶者などの移民グループの到来により、両国ではそれぞれ国語による移民統合が課題となった。両国の社会において移民の存在が注目され、成人移民への言語教育が議論されるようになったのである。</p> <p>本論文は、次の4つの課題を中心に考察を行った。まず、成人移民への言語教育における対象について考察し、次に成人移民への言語教育の実施にあたっての移民受け入れ国の政府の役割を振り返り、さらに成人移民への言語教育における「同化」、及び「教える—教えられる」関係に焦点を当て、最後に受け入れ国における言語統合の実現を検討する。</p> <p>日本において、成人移民への言語教育の主要な対象は、国費で受け入れたインドシナ難民、中国帰国者、そして南米諸国出身の日系人であった。しかし彼らを対象とした理由は、日本語能力が不足しているためではなく、彼らに対する就労への期待や社会保障費の軽減などのためであることが判明した。この一方で、台湾政府は成人移民教育の主要な対象を、中国や東南アジア諸国の出身で台湾人の外国人配偶者女性としている。しかし台湾政府の目的は、外国人配偶者の言語能力の向上にあるのではなく、「後進国」出身の外国人配偶者という「問題」に対処し、彼女らに「台湾人」の妻、「台湾人」の母としての役割を果たさせることにある。</p> <p>成人移民の教育権が主張されるようになったため、移民受け入れ国の政府の役割は注目されている。日本政府はこれまで、複数のモデル事業を中心として成人移民への言語教育に一定の財政支援を行なってきており、「標準的なカリキュラム」の作成によって成人移民への言語教育に対して積極的な関与を行っている。しかし日本政府の関与が少なすぎるとの批判もある。その背後には、政府の介入が日本語教師の就職機会の改善につながるとの経済的な期待がある。一方で台湾政府は、成人</p>			

移民への言語教育のカリキュラムに積極的な関与を行っていないが、出席状況をはじめとする成人移民への言語教育に対する評価は積極的に行なっている。

日本では、受け入れ国の国民が「教え」、移民が「教えられる」ことから、成人移民への言語教育は、移民を受け入れ国の国民に「同化」させると批判されてきた。批判言説の中で「同化」は「抑圧」の同義語として理解され、それは「教える—教えられる」関係の解消に役立つものではないと批判されてきた。実際、成人移民への言語教育にとって直視すべき課題とは、「教える—教えられる」関係の解消ではなく、「教える—教えられる」関係に対する批判として無視されてきた「教えられる」者を主体として承認することである。一方で台湾では、成人移民への言語教育における「教える—教えられる」関係や「同化」に対する批判はあらわれていない。台湾における成人移民への言語教育は、台湾の歴史や政治的価値観を強調したものではなく、移民を「台湾人」に変容するものでもない。とは言え、台湾における成人移民への言語教育は、外国人配偶者を台湾人家庭における妻や、母親として台湾社会に編入するなど、彼らに割り当てられた役割を強化する社会統合に関わる目的がある。

これまで日本語と日本政府の移民政策との関係はあまり強調されてこなかったが、2000年代以降、日本政府は日本在住の日系人などに対して日本語能力を有する必要性を強調し、地域日本語教育向けの標準的なカリキュラムの普及など、成人移民への言語教育への関与を深化させている。台湾では2005年に帰化テストが導入され、政府の関与は強化されている。しかしその目的は、台湾政府の公言した「国語」の復権や移民の「国語」能力の向上による国内の言語統合の促進ではない。むしろそれは、台湾における国語の再定義により、政府が新たなナショナリズムに関する理念と姿勢を示そうとするものである。

本論文は、日本と台湾における成人移民への言語教育の展開を、受け入れ国における国語による移民統合を中心に検討したため、移民の視点からの考察は今後の課題となる。また、移民とは国際現象である以上、成人移民への言語教育は今後、国際的で分野横断的な視点からも検討する必要がある。さらに本論文の成果を踏まえて、帰化テストの導入過程や帰化テストが示すナショナリズムの変容に関する、さらなる考察も、今後の研究課題として残されている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、これまで日本でほとんど体系的な研究の行なわれてこなかった、日本と台湾における成人移民への言語教育を言語政策の関連より論じている。

移民に関わる言語教育には、移民の出身地の言語を保持するための言語教育と、ホスト国の言語を学習し、それによりホスト国への社会統合を進める言語教育の2種類が存在する。本研究は、後者の意味における移民への言語教育を対象とする。

この分野での研究において対象の特定は重要な意義を持つが、対象となる成人移民の特定は容易ではない。申請者は移民の対象化を行うにあたり、1945年以降の日本における成人移民への言語教育を再検討する。これは、第2次世界大戦以降に日本国内に居住していた在日朝鮮・韓国人への識字教育から始まるもので、その後1970年代からは日本政府が受け入れたインドシナ難民や中国帰国者へと拡充する。1980年代から、留学生の増加に対応して各地で民間ボランティアによる日本語教室が開設されるようになり、政府はグローバル化の進展する中で成人移民への言語教育の実施機関として地域日本語教室に着目するようになる。2000年以降になると、政府は外国人技能実習生や日系人に対する言語教育への関与を強めている。しかし日本政府はあくまでも成人移民の労働市場への統合を目的とした言語教育を企図するにとどまり、すべての成人移民を対象とするものではない。このような移民教育に関する通時的な分析は日本語教育の中で系統的に実施されたことはなく、移民という学習者が労働政策と連携する言語政策のカテゴリーで特定されうることを本研究は解明している。

この一連の政策の中で、申請者は地域日本語教室の役割に注目する。これは、民間ボランティアが善意で実施している事業であるが、ボランティアの非専門性が移民教育の効果的な実施に適切ではないと批判されてきたことから、その実態が十分に解明されていない。申請者の聞き取り調査はこの間隙を埋めるもので、本研究は成人移民への言語教育が従来の意味での教育であると同時に、植民地言語同化主義への反撥を元に編成された一種の社会活動の側面を保持していると分析している。

実際のところ、地域日本語教育の関係者は「教える—教えられる」関係に抑圧の構造を読み取り、この構造を批判する。そこで、この関係を乗り越えるために、「教育」ではなく「支援」といった用語の使用や、「共生言語としての日本語」といった言説を導入してきたが、問題の抜本的な解決には到っていない。そこで申請者は「教えられる者」つまり学習者の主体性に注目し、「教えられる」者の主体の承認こそが地域日本語教育の基盤になると主張する。この視点は、現場の関係者に向けた隘路からの脱却を図る言説として有効となるだろう。

申請者は日本の成人移民への言語教育を踏まえ、台湾における成人移民への言語教育を検証する。台湾は、近世以降に支配者が次々と交替したことにより、民

族構成は複雑になり、社会の多民族・多言語化が進展した。それに加えてグローバル化の中で、移民労働者の受け入れが行なわれ、社会の多様化がなおのこと進んでいる。台湾の言語政策は移民への帰化テストの実施を特徴としている。これまで欧米で導入されてきた帰化テストは「国語」の運用能力を問うものであるが、台湾の場合、この措置は移民の言語能力の向上を通じて社会統合を進めるというよりも、社会秩序の維持や「国語」の再定義を企図している。そして帰化テストの対象とする「国語」とはマンダリン（北京官話）だけではなく、台湾語や客家語、先住民の言語も含むもので、これは、台湾政府が台湾社会を多言語社会と承認し、それを民主的に推進することを意味している。言い換えると、移民は社会に広く通用している共通語を習得しなくとも、帰化が可能なのである。

このような言語政策の対象においては、外国人配偶者が重要な位置を占めている。とはいうものの、台湾政府は彼（女）らを台湾人へと同化するために言語教育を行なうものではなく、主として台湾人の妻として、また子どもの母として振る舞わせるために言語教育を実施するのである。

本研究はこのように言語教育の政策の解明に新たな貢献をもたらした。しかし、両国の言語政策を比較するにあたっての比較の対象は決して同一ではない。帰化テストは台湾では実施されているものの、日本では実施されておらず、また地域日本語教室に類似する台湾の取り組みは検討されていないなど、両国間の同質性と異質性は明確に対象化されていない。とはいえ、本研究が今後の両国における成人移民への言語教育の発展と深化に資する価値を有することも疑いえない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成26年9月26日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 2015 年 3 月 24 日以降